

組合員各位

測量地質健康保険組合

令和 8 年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の徴収猶予について

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和 8 年熊本地震において被害に遭われた被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当健康保険組合では、国からの要請に基づき、令和 8 年熊本地震において災害救助法が適用された地域で被災した被保険者及び被扶養者に対し、下記のとおり、医療機関等での窓口における一部負担金等の徴収猶予を実施することといたしましたので、お知らせいたします。（下記「医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ」参照）。

記

《対象者の要件》

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者

- （１）令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者（災害発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む）。
- （２）医療機関等の窓口において、令和 8 年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者。
 - ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
 - ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
 - ・主たる生計維持者の行方が不明である旨
 - ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
 - ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

《徴収を猶予する一部負担金等の範囲》

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く）
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

《医療機関等での受診時》

医療機関受診時に、上記「対象者の要件（１）」の適用市町村に住所を有することの確認を受けるとともに、上記「対象者の要件（２）」の申し立てを行うこととする。

《猶予期間》

当面、令和 8 年 11 月末日までの診療、調剤及び訪問看護。

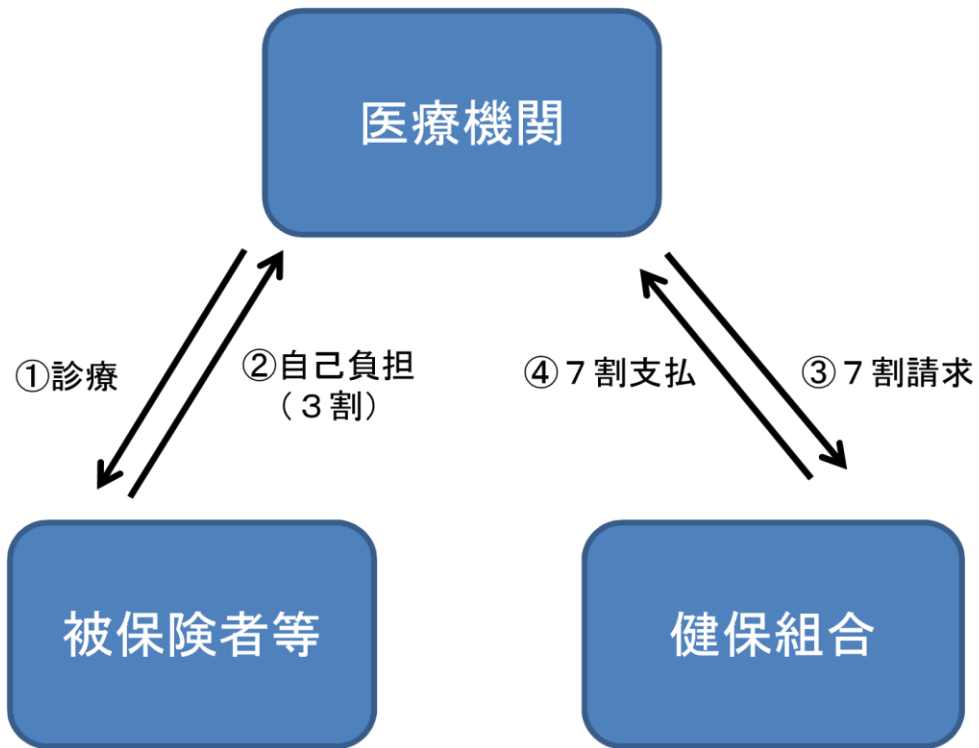
《一部負担金等の支払》

後日当健康保険組合へ返還していただく一部負担金等につきましては、詳細が決まり次第、対象者の方々に対し別途ご案内いたします。

問い合わせ先 測量地質健康保険組合 業務課 TEL 03（3987）3154
--

医療費の窓口負担の猶予に係るイメージ

平常時の対応



災害時等の対応 (徴収の猶予)

